

那須町小規模工事等契約希望者登録要綱運用基準

那須町小規模工事等契約希望者登録要綱の運用基準は次のとおりとする。

1 第1条関係

小規模工事等の例示は、別表のとおりとする。

2 第3条関係

- (1) 建設業法の許可を受けてない者も「登録できる者」の対象とする。
- (2) 経営組織、従業員数等は問わないこととし、「主たる事業所」とは、本社、本店をいう。

3 第4条関係

- (1) 登録希望者が登録申請できる希望業種は3種類以内とする。
- (2) 登録申請は、当初の受付期間後でも受け付けることができる。この場合の登録有効期間は、3年間の残期間とする。

4 第5条及び第6条関係

- (1) 財政課長は、登録の申請があったときは、那須町小規模工事等契約希望者登録名簿を作成するものとする。

5 第7条関係

- (1) 業者の選定は、消費税等を含む予定価格が30万円未満の場合は工事主管課長が、30万円以上の場合に見積依頼業者選考委員会が行うものとする。
この場合は、地域性、均等性を十分考慮し、2人以上の業者選定を行い、発注にあたり十分な現場調査の上仕様書を作成し、業者には仕様書に基づいて作成した見積書を提出させるものとする。
- (2) 契約業者の決定は、契約基準となる予定価格を定め、予定価格以下の金額で最も低い見積金額を提出した者とし、決定したことを口頭で通知するとともに、明細書を提出させるものとする。ただし、見積書に明細書が添付されている場合は、この限りではない。
- (3) 契約者は、自ら工事を施工し、一括下請は禁止するものとする。
- (4) 登録者の指名停止等については、那須町建設工事指名停止基準（平成6年告示第69号）の例による。
- (5) 緊急性のあるものは、本運用基準は適用しないものとする。

6 第8条関係

- (1) 契約方法は、見積競争によるものとする。
- (2) 契約保証金は、那須町財務規則第83条第1項第6号の規定により免除とする。

附 則

この運用基準は、平成14年9月1日から適用する。

この運用基準は、平成24年9月1日から適用する。

この運用基準は、令和5年4月1日から適用する。

別表（小規模工事等の例示）

コード	業 種 名	工 事 等 の 種 類
1	土木工事	土木工作物を建設する工事
2	建築工事	建築物を建設する工事
3	大工工事	木材の加工又は取付による工作物を築造
4	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付工事
5	とび、土工、 コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、鉄筋組立工事、工作物解体工事、 抗工事、土工事、コンクリート工事、外構工事
6	石工事	石積み工事、コンクリートブロック積工事
7	屋根工事	屋根ふき工事
8	電気工事	引込線工事、屋内配線工事、照明設備工事
9	管工事	冷暖房設備工事、冷凍・冷蔵設備工事、空調設備工事、厨房設備工事 衛生設備工事
10	タイル、煉瓦 ブロック工事	コンクリートブロック積工事、煉瓦積工事、タイル張工事
11	鋼構造物工事	門扉設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立工事、ガス溶接工事
13	舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事
14	しゅんせつ工事	河川等のしゅんせつ工事
15	板金工事	板金加工取付工事、建築板金工事
16	ガラス工事	ガラス加工取付工事
17	塗装工事	塗装工事、ライニング工事、路面標示工事
18	防水工事	モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事
19	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上げ工事、壁張り工事、畳工事、ふすま工事 家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事	給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事
21	熱絶縁工事	工作物の設備を熱絶縁する工事
22	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、 データー通信設備工事
23	造園工事	造園工事植木の刈り込み、芝刈り
24	さく井工事	さく井工事揚水設備工事
25	建具工事	建具取付工事、サッシ取付工事、カーテンウォール取付工事、 シャッター取付工事、ふすま取付工事
26	水道施設工事	上水道の取水、浄水、配水等の施設の整備
27	消防施設工事	火災警報、消火設備等の工事
28	清掃施設工事	し尿処理、ゴミ処理施設の工事
29	業務委託	
30	物品購入	